



28 消安第 3569 号  
平成 28 年 11 月 17 日

一般社団法人 日本青果物輸出入安全推進協会  
常務理事兼事務局長 荻野 英明 殿

消費・安全局植物防疫課長

台湾産ポンカンの生果実の原因施設以外の施設における消毒処理等の再開について

日頃から植物検疫の実施に御協力いただきありがとうございます。

低温処理等を条件に輸入が解禁されている台湾産ポンカンの生果実が生きたミカンコミバエに侵されていたことを受け、平成 28 年 1 月 18 日付け 27 消安第 5141 号により、台湾との合意事項に基づき、台湾における原因究明等がなされるまでの間、我が国への当該ミバエの侵入防止に万全を期するため、台湾産ポンカンの生果実については輸入検査を中止することとなった旨をお知らせしてしました。

今般、台湾から提出された原因究明と再発防止措置に係る報告書の内容について調査を行った結果、ミカンコミバエが発見された荷口を取り扱った低温処理施設に原因があり、それ以外の施設には問題がないと判断されました。このため、原因施設以外の施設において適切に消毒処理等を実施した台湾産ポンカンの生果実の輸入検査を再開することとしましたので、貴協会の会員の方にお知らせいただきますようお願いいたします。

なお、原因施設については、引き続き日本向けのポンカンを含む条件付き生果実の消毒処理の中止を要請していることを併せてお知らせします。